

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

加茂市は、新潟県のほぼ中央に位置し、古くから北越の小京都とうたわれ、県立自然公園粟ヶ岳を水源とする加茂川の清流が市内を縦貫するように流れている。市街地には加茂の花「ユキツバキ」が群生する加茂山公園があり、四季折々の姿を見せ、市民の憩いの場として親しまれている。

当市の総人口は27,852人（平成27年国勢調査）であり、その構成比は0～14歳が10.4%、15～64歳が56.6%、65歳以上が33.0%となっている。

就業者は13,739人（平成27年国勢調査 15歳以上就業者数）で、産業三分類で見ると、第1次産業が7.4%、第2次産業が35.1%、第3次産業が57.5%となっている。業種別にみると製造業が27.9%、卸売業・小売業17.0%、医療・福祉10.7%、農業・林業7.3%、建設業7.1%となっており、製造業が最も高い割合を占めている。

当市は製造業を中心とした経済構造をなしており、その形態は、県下でもまれな複合産業が集積し、木工、繊維、電気器具、機械、金属、皮革製品、食料品等の産業が新しい技術や設備を導入し躍進を続け伝統産業から先端技術産業まで幅広い業種が立地している。

代表的な地場産業として木工産業があり、特に伝統的工芸品の指定を受けた「加茂桐タンス」は全国シェアの70%を占めている。

また、近年、企業誘致に積極的に取り組み、農村地域工業等導入促進法により設定した農工団地には、電気機械器具製造業や輸送用機械器具製造業が立地し、付加価値の高い製品の製造を手掛け、関連産業の集積と既存地場産業の活性化が期待されている。

経済センサス基礎調査（平成26年）によると、市内の総事業所数は1,399件で、従業員50人未満の事業所が98%を占めている。さらに約70%が従業員数4人以下の小規模事業所である。当市の経済はこうした中小零細企業によって支えられている。

しかしながら当市の中小企業者を取り巻く環境は非常に厳しく、平成13年に1,902件あった事業所は平成26年には1,399件に減少している。生産年齢人口の減少による慢性的な人手不足、後継者不在による事業承継の課題、さらには施設・設備の老朽化などの問題を抱え、それが事業の継続の足かせとなっている。

当市では、こうした課題に対応するため、無担保無保証人の融資制度である特別小口資金を中心とした金融対策や販路開拓支援、産業振興事業など各種施策を講じ、中小企業者を手厚く支援してきた。また、就職ガイダンス等の実施による労働力の確保にも力を入れている。

今後も手厚い支援を継続的に展開しつつ、当市経済の重要な担い手である中小企業者の労働生産性の向上を促進することにより、地域経済の活性化を目指す。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性向上を図る。これを実現するため、計画期間中の先端設備等導入計画の認定目標件数は30件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、複合産業が集積した製造業を中心に幅広い業種で構成されているため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、複合産業が集積した製造業を中心に幅広い業種で構成されており、その活動は、市全域において展開されているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、複合産業が集積した製造業を中心に幅広い業種で構成されているため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税を完納していない者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。